

## 第16回戸籍制度に関する研究会 議事要旨

- 1 日 時：平成28年6月14日（火）10：00～11：51
- 2 場 所：法務省民事局会議室
- 3 出席者：窪田座長，阿部委員，石井委員，磯谷委員，大橋委員，金崎委員，  
神部委員，木村（三）委員，篠原委員，高橋委員，辻委員，畑委員
- 4 概 要：法務省から，配布資料に関する説明を行った。引き続き，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

### 【戸籍に記録する文字に係る制度上の課題について】

- 戸籍に記録する文字に係る制度上の課題として，特に文字にこだわりがある国民との対応でどのようなことができるのか，誤字を正字等に引き直すことを強制することができるのか，又は文字のデザイン差を許容しない国民に対し，制度上の手当てを準備する必要があるのかといった問題があるのではないか。

・戸籍に記載することができる氏名の文字は，正字又は俗字の範囲内の文字であり，名前は更に制限があるところ，これらの考え方と戸籍統一文字の違いというのも厳密に言えば区分されるものなので，その辺りも整理をする必要があるのではないか。

・戸籍のコンピュータ化の際に文字が原因で改製不適合戸籍となっているものも，その戸籍に記載されていた者が新戸籍を編製するときには，正しい文字に引き直す必要がある。パソコンで各種書類を作成するときなど，自分の戸籍上の文字が名前を入力するときに出てこないことを不便に感じるということで，正字に引き直すことに対して納得される方が多くなってきている。

・証明書上，国民の氏名をどう表示するかということと，マイナンバーによる情報連携を実現することは別に議論すべきことなのではないか。マイナンバーによる情報連携は，本人の特定を符号で行うため，連携の前提条件として氏名が正字等になっていなければならないわけではない。

・戸籍のコンピュータについては，市区町村側の事務処理方法の変更を端緒としたものであることから，文字の取扱いとしては，誤字については，本人の申出によりそのまま改製不適合戸籍として残すこととされている。他方，新戸籍を編製するとき又は別の戸籍に入籍するときには，誤字については必ず対応する正字に引き直す取扱いとなっており，従来，本人からの届出に基づき戸籍に記録する場合に誤字のまま記録することは容認していない。今回，マイナンバー制度の導入に当たり，戸籍情報システムを一元化するという議論もある中で，従来の取扱いからの変更についてどのように国民に対して説明していくかという問題があるのではないか。

・今後，文字の取扱いについて一定の方向性を出すのであれば，他の行政機関・金融機関など，関係機関への周知の対応も丁寧に行う必要があるのでは

ないか。

**【戸籍謄本等の交付請求の在り方について】**

○ 広域交付を実現するためには、法律などで広域交付が可能という仕組みにする。あとはそれをどのように実現するかという問題であり、結局のところ、本籍地の市区町村で行われている事務と同レベルの事実というか、資料が手元にあって初めて実現することができるということではないか。

・現在、市区町村では、各市区町村内の戸籍情報しか管理することができないが、仮に、戸籍情報システムがクラウド化されて、そこにある全ての戸籍情報にアクセスすることができるとなると、どこの市区町村の戸籍情報でも扱うことができ、戸籍事務処理もすることができることとなるから、セキュリティ上、本当に、そのような仕組みにしているのかどうかということがあられるのではないか。つまり、技術的な面は全部実現することができるのかもしれないが、例えば、戸籍情報の全部を無制限に開放してしまうのではなくて、一定の条件がある場合に限り、例えば、マイナンバーをキーとして、関連する戸籍情報だけアクセスできるようにするというのも考えられるのではないか。

・戸籍謄本等の交付請求の事務処理については、請求主体の適法性、本人確認及び権限確認、これらの3つが判断のポイントとなる。特に第三者請求の場合は、請求事由の適法性の判断をするに当たり、非常に複雑困難な事案があるので、そこをどの範囲まで認めるかという全体の枠組みと必要性の中で検討していく必要があるのではないか。

・利用者の利便性が高まることは一方では歓迎すべきであるが、他方で市区町村の窓口において適正な業務が行われるか、行うことができるかという心配もあり、その辺のバランスをどう取るかが課題ではないか。

・不動産登記の場合は第三者でも誰でも自由に登記事項証明書等の交付を請求することができる点が、戸籍とは全く違うが、既に全国どこの登記所でも証明書の取得が可能とされており、国民の利便性から見ると、戸籍証明書の場にも広域交付が認められるとよいのではないか。

・本籍地以外の戸籍情報を取り扱うことを可能とする場合、その前提として戸籍事務管掌者をどうするのかという問題がある。また、本人自身の戸籍に限定して、戸籍謄本等の交付、不交付は処分性を有するとされており、その処分に不服があったときは戸籍法第124条の規定で、審査請求、更には訴訟への途が開かれている。そういう処分性のあるものを他の市区町村が行っても良いか、この点についても整理しておく必要があるのではないか。

・戸籍謄本等の交付は行政処分なので、審査請求問題を整理する必要がある。広域交付を制度化するためには、本籍地の市区町村でなくても請求することができる旨の権利を明確化した規定を定めることと、処理する側の体制がど

のような手順でやるかということについても規定を定めるなどの制度設計が不可避である。

**【戸籍制度に関する研究会の取りまとめに向けて（２）】**

- 今日の議題である戸籍に記録する文字に係る制度上の課題と戸籍謄本等の交付請求の在り方について、議論を深め、その内容を取りまとめに反映した方が良いのではないか。

以 上